

## 熊本市障がい者就労施設からの物品等の優先調達に関する要綱

制定 平成28年3月31日市長決裁

改正 平成30年4月1日健康福祉局長決裁

改正 令和3年1月19日障がい保健福祉課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第4条第1項の規定に基づき、市内の障がい者就労施設からの随意契約による物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、市内の障がい者就労施設の受注の機会の増大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障がい者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (2) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所（登録できる者）

第3条 契約参加者として登録することができる者は、熊本市内の障がい者就労施設を運営する者とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市税を滞納している者（当該滞納しているものについて、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方として不適当と認められる者（申請書の提出）

第4条 熊本市障がい者優先調達登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載を希望する者は、熊本市障がい者優先調達登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を希望する事業所・施設（様式第1号の2）
- (2) 取扱物品・役務調書（様式第2号）
- (3) 使用印鑑届（様式第3号）
- (4) 事業所の管理者又は施設の長に市との取引の権限を委任するものにあつては、その委任状（様式第4号）
- (5) 主要契約実績一覧表（様式第5号）
- (6) 印鑑証明書（原本）
- (7) 市税滞納有無調査承諾書
- (8) 熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）様式第16号に規定する相手方登録申請書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書及び第1項各号に定める関係書類（以下「申請書等」という。）は、定期又は随時に受け付けるものとする。

3 申請書等の提出の時期、場所及び方法については、必要な事項を予め市ホームページ等で広報するものとする。

4 受け付けた申請書等は返却しないものとする。

5 申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）が、提出された申請書等について、修正指示又は不足書類の提出指示に、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。

### (登録審査の実施)

第5条 市長は、第4条の規定により登録の申請があつたときは、提出された申請書等に基づき第3条に規定する登録できる者かどうかについて速やかに審査を行うとともに、その結果を熊本市障がい者優先調達登録審査

結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（登録名簿への登載）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録の決定がなされた者（以下「登録決定者」という。）を登録名簿に登載するものとする。この場合において、登録名簿は、市ホームページ等に公開するものとする。

（登録有効期間）

第7条 登録の有効期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 定期の受付により受理された申請書等に係る登録審査により登録決定者となった場合は、登録名簿に登載された年度の翌年度の4月1日から2年間
- (2) 随時の受付により受理された申請書等に係る登録審査により登録決定者となった場合は、登録名簿に登載された月の翌月の1日から前号に規定する期間の末日まで

（登録事項の変更等）

第8条 登録名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を熊本市障がい者優先調達登録事項変更・廃止届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業を休止又は廃止した場合
- (2) 第5条第1項の規定により審査された申請書等の内容に変更が生じた場合

（登録の取消し）

第9条 市長は、名簿登載者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 障害者総合支援法第41条第1項の規定により障がい者就労施設（登録名簿に登載されたものに限る。）に係る指定の効力を失った場合
- (2) 障害者総合支援法第50条第1項の規定により障がい者就労施設（登録名簿に登載されたものに限る。）に係る指定を取り消された場合
- (3) 熊本市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱（平成17年7月1日制定）第9条第1項の規定により障がい者就労施設（登録名簿に登載されたものに限る。）に係る登録を取り消された場合（当該施設が障害福祉サービス事業を行う施設として指定を受けた場合を除く。）
- (4) 第3条第2号に該当した場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その者の登録名簿の登録を抹消し、その者に通知するものとする。ただし、その旨について通知すべき者がいないときは、その限りではない。

（登録の停止）

第10条 市長は、名簿登載者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号による措置を受けている期間中の登録を停止するものとする。

- (1) 障害者総合支援法第50条第1項の規定により障がい者就労施設（登録名簿に登載されたものに限る。）に係る指定の全部又は一部の効力を停止された場合
- (2) 熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿又は熊本市業務委託等競争入札参加資格者名簿に登載されている者が、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に規定する措置要件のいずれかに該当し、参加又は指名の停止の措置を受けた場合

（随意契約の取扱い）

第11条 市長又はその委任を受けて契約をする者（以下「契約担当者」という。）は、名簿登載者から物品等を調達する場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約を締結することができるものとする。この場合においては、予算の適正な執行並びに透明性の確保に配慮しつつ、その予定価格については、取引の実例等を考慮して適性に設定するものとする。

2 前項の規定により調達することができる物品等は、次の各号に定めるものに限るものとする。

- (1) 物品を調達する場合は、報償費（報償を目的とする物品の購入代金に限る。）、需用費又は備品購入費による支出により調達できるものであって、1件の予定価格が10万円以下のもの
- (2) 役務を調達する場合は、役務費又は委託料による支出により調達できるものであって、1件の予定価格が100万円以下のもの

（契約相手方の選定基準）

第12条 前条第1項の規定により随意契約を締結する場合の相手方の選定は、契約の適正な履行を確保するため、名簿登載者のうち、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態

ア 第10条の規定に基づく登録停止期間中である者は選定しないこと。

イ 本市市税の滞納が判明し、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は選定しないこと。

ウ その他不誠実な行為等を行うことが予想される者は選定しないこと。

(2) 能力及び技術的適性

ア 登録名簿に記載された業種種別（別表第1に規定する業種をいう。）により、その取扱いが可能な者を選定すること。

（購入の代行及び修繕又は改造の代行）

第13条 次に掲げる物品の購入及び修繕又は改造は、熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24条）第11条の2第1項第8号の規定及び同規則第25条の2第1項第2号の規定により物品管理者において購入の代行及び修繕又は改造の代行をすることができるものとする。

(1) 購入する1件金額（同時に契約する金額の合計）が10万円以下のもの

(2) 修繕又は改造1件の金額（同時に契約する金額の合計）が10万円以下のもの

（見積書の徴取）

第14条 契約担当者は、第11条第1項の規定により随意契約によろうとする場合は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第15条第1項ただし書第3号の規定により1人のみの見積書の徴取で足りるものとする。

（契約保証金）

第15条 名簿登載者との契約締結に際しては、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項第7号の規定により契約保証金の納付を免除することができる。

（契約締結の報告）

第16条 名簿登載者から物品等を調達した課又はかいほは、速やかに契約の結果を熊本市障がい者優先調達契約結果一覧表（様式第8号）により障がい保健福祉課に報告するものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年度において名簿登載者となった者に係る登録有効期間の特例）

2 平成28年度において名簿登載者となった者の登録有効期間に係る第7条の規定の適用については、同条第2号中「前号に規定する期間の末日」とあるのは、「平成31年3月31日」とする。

（検討）

3 市長は、障がい者就労施設からの物品等の調達状況について調査を実施し、市の調達体制の在り方等に関して検討を加え、その結果に基づき、この要綱の見直しを含め必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

区分	業種	説明
A	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
B	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
C	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗、キーホルダー・ストラップなど
D	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
E	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、日用品等上記以外の物品（物品の修繕を含む。）
F	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
G	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
H	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
I	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
J	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、封入・封緘・宛名貼り、シール・ラベル貼り、箱折り等上記以外の役務

様式第1号 (第4条関係) 様式略  
様式第1号の2 (第4条関係) 様式略  
様式第2号 (第4条関係) 様式略  
様式第3号 (第4条関係) 様式略  
様式第4号 (第4条関係) 様式略  
様式第5号 (第4条関係) 様式略  
様式第6号 (第5条関係) 様式略  
様式第7号 (第8条関係) 様式略  
様式第8号 (第16条関係) 様式略